

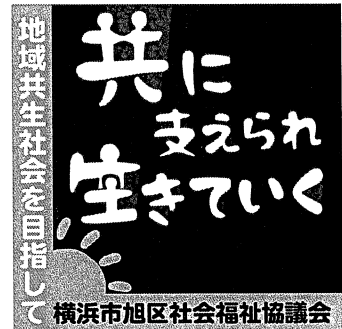
令和6年度 あさひふれあい助成金のでびき

～窓口に提出する前に今一度ご確認ください～

- ☐ 令和6年度申込書
健康増進以外：様式1-1-1、1-1-2、1-1-3、1-1-4)
健康増進：様式1-2-1、1-2-2、1-2-3)
新規立ち上げ：様式1-3-1、1-3-2、1-3-3)
- ☐ 令和6年度あさひふれあい助成金申込チェックシート
- ☐ 申込書の控（コピー）はとりましたか？

(目次)

P1～6	助成金区分一覧表
P7	申込手続きの流れ
P8～13	解説
P14	科目の説明と対象経費・対象外経費
P15～20	助成金Q & A
P20	申込書の書き方
P21～26	記入例
P27	イラストカット集



(受付・相談窓口)

横浜市旭区社会福祉協議会

横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35（旭区福祉保健活動拠点内）

TEL 392-1123 FAX 392-0222

ホームページアドレス：<https://www.palletasahi.jp/>

I 要援護者支援区分

1 集いの場活動

主な対象事業	助成条件	助成限度額（円）	備 考
①サロン、ミニデイサービス、茶話会、認知症カフェ等 ※サロン事業とは、開催する場所が占有できる場所であることとします。 ②会食会、こども食堂・地域食堂 ③若者支援（フリースペース、居場所づくり、学習支援） ④子育て支援活動（支援者が主催する活動）等	年72回以上（月6回程度）実施し、かつ参加者が1回10名以上	400,000円	
	年48回以上（月4回程度）実施し、かつ参加者が1回10名以上	300,000円	
	年36回以上（月3回程度）実施し、かつ参加者が1回10名以上	180,000円	
	年20回以上（月2回程度）実施し、かつ参加者が1回5名以上	120,000円	
	年10回以上（月1回程度）実施し、かつ参加者が1回5名以上	80,000円	
	年6～9回実施し、かつ参加者が1回5名以上	50,000円	
	新規立上げで1回5名以上	40,000円	年度内に3ヶ月以上活動が必要です。

2 家事・生活支援活動

主な対象事業	助成条件	助成限度額（円）	備 考
①住民同士のたすけあい活動（介護保険事業を除く。 例:調理、掃除、草取り、子どもの一時預かり、送迎、 買い物等の家事・生活相談を受け対応する活動） ②相談支援・傾聴活動 ※施設訪問して行う傾聴活動は福祉のまちづくり区分 ③電話相談	年800回以上かつ 月84回程度の実施	400,000円	
	年500回以上かつ 月42回程度の実施	300,000円	
	年100回以上かつ 月9回程度の実施	160,000円	
	年50回以上かつ 月5回程度の実施	80,000円	
	年30回以上かつ 月3回程度の実施	50,000円	
	新規立上げで月3回程度	40,000円	年度内に3ヶ月以上活動が必要です。

3 配食活動

主な対象事業	助成条件	助成限度額（円）	備 考
定期的に利用者宅に食事を届けるとともに、見守りを行う活動等	年 60 回以上（月 5 回程度）実施し、かつ利用者が 1 回 10 名以上	400,000円	
	年 48 回以上（月 4 回程度）実施し、かつ利用者が 1 回 10 名以上	300,000円	
	年 36 回以上（月 3 回程度）実施し、かつ利用者が 1 回 10 名以上	240,000円	
	年 20 回以上（月 2 回程度）実施し、かつ利用者が 1 回 10 名以上	160,000円	
	年 10 回以上（月 1 回程度）実施し、かつ利用者が 1 回 5 名以上	80,000円	
	年 6～9 回実施し、かつ利用者が 1 回 5 名以上	60,000円	
	新規立上げで 1 回 5 名以上	40,000円	年度内に 3 ヶ月以上活動が必要です。

4 送迎活動

主な対象事業	助成条件	助成限度額（円）	備 考
道路運送法 79 条に基づく登録団体および無償で活動を行う団体が行う車両による送迎活動	年間延べ1,000回以上	350,000円	
	年間延べ500回以上	300,000円	
	年間延べ100回以上	250,000円	
	新規立上げで、月平均10名以上	40,000円	年度内に3ヶ月以上活動が必要です。

Ⅱ 障害児者支援区分

1 障害児者支援活動・当事者活動 ※令和6年度より回数と限度額が変更になりました。

主な対象事業	助成条件	助成限度額（円）	備 考
当事者団体及び家族会、支援者団体が実施する事業が対象。 ①余暇支援事業・青年学級 ②リハビリ目的の集い事業 ③障害者スポーツ ④訓練会	年 48 回以上（月 4 回程度）実施し、かつ参加者が 1 回 10 名以上	300,000円	
	年 36 回以上（月 3 回程度）実施し、かつ参加者が 1 回 10 名以上	180,000円	
	年 20 回以上（月 2 回程度）実施し、かつ参加者が 1 回 5 名以上	120,000円	
	年 10 回以上（月 1 回程度）実施し、かつ参加者が 1 回 5 名以上	80,000円	
	年 6～9 回実施し、かつ参加者が 1 回 5 名以上	50,000円	
	新規立上げで 1 回 5 名以上	40,000円	年度内に 3 ヶ月以上活動が必要です

2 宿泊・日帰りハイク活動

主な対象事業	助成条件	助成限度額（円）	備 考
当事者及び家族会、訓練会が企画する事業	当事者参加数 5 人以上	50,000円	※参加者が家族のみの事業は対象外

3 視覚・聴覚障害者支援

主な対象事業	助成限度額（円）	備 考
手話サークル、聴覚障害者支援事業（要約筆記支援等）、視覚障害者支援事業（点訳・音声訳・誘導等）	50,000円	

Ⅲ 福祉のまちづくり区分

主な対象事業	助成条件	助成限度額（円）	備 考
①布おもちゃ ②セルフヘルプグループ （家族会、介護者の集い、 難病・患者会、依存症の会） ③外国人支援（日本語教室、 国際交流） ④おもちゃドクター ⑤本の読み聞かせ ⑥車いすダンス ⑦防災関連事業 ⑧地域住民交流（お祭り、 運動会等）	年6回以上実施し、かつ 1回5名以上	40,000円	※①⑬は人数要件なし
⑨自然環境活動 ⑩福祉情報紙 ⑪福祉に関する啓発・勉強 会・公開講座 ⑫子育て支援事業（支援者 以外が行う自主的な活動） ⑬施設・病院支援ボラン ティア（施設内での傾聴ボラ ンティア含む） ⑭『要援護者支援区分』お よび『障害児者支援区分』 の対象事業の助成要件（回 数・人数）に満たない活動	年1～5回以上実施し、 かつ1回5名以上	30,000円	

iv 健康増進区分

主な対象事業	助成条件	助成限度額（円）	備 考
①高齢者の健康増進事業、 ②施設等を訪問する特技ボ ランティア	年3回以上実施し、かつ 1回5名以上	10,000円	

申込手続きの流れ

1. 受付

原則 旭区社会福祉協議会の窓口または郵送で受け付けます
※窓口は受付のみで、その場で内容の確認は致しません。

◆受付期間 : 令和6年4月1日(月)～4月30日(火) (必着)
※ご相談が必要な場合は事前にご予約のうえ、ご来所ください。
※新規申し込み団体は事前にご相談のうえ、ご来所ください。
※期日を過ぎたものは一切受け付けできません。

《新規立上げ事業区分申込》

◆受付期間 : 令和6年4月3日(水)～12月20日(金)
※新規立上げ区分申請の場合は事前にご相談ください。

2. 審査

審査会等を開催し、申請内容を審査します。

3. 決定通知

助成の可否を、旭区社会福祉協議会 事務局から各団体に通知します。

———以下、助成決定団体の流れ———

4. 請求書の返送

決定通知に同封されている請求書に必要事項を記入し、預金通帳のコピー(口座番号・口座名義を確認できる部分)を同封し、事務局に提出してください。

5. 助成金の振込

請求書に基づき、指定の金融機関口座に振り込みます。
※振込完了の通知は行いません。請求書を提出後、約1か月を目途に各団体で入金確認を行ってください。

6. 事業実施

助成を受けた活動は申請内容どおりに事業を実施してください。
やむを得ぬ事情で、事業内容に変更が生じる場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

7. 活動報告

事業年度終了後約1か月(令和7年4月末)までに、完了報告書を事務局に提出してください。
※団体控用に写しを取ったうえでご提出ください。
※完了報告書は決定通知と一緒に配付します。年度途中での提出はできません。

令和6年度 あさひふれあい助成金 解 説

あさひふれあい助成金は、より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと、横浜市内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業の支援を目的として実施します。

1. 助成対象団体

- ①原則として旭区に活動拠点を置き、横浜市の地域福祉推進のために事業を行う市民活動団体
- ②原則として旭区に活動拠点を置き、横浜市の障害福祉推進のために事業を行う障害当事者及び家族団体

- ◆ 代表者宅、団体事務所が市外であっても、事業の対象地域が市内であれば対象となります。
- ◆ 単一家族で構成される団体は対象外とします。
- ◆ 法人は、特定非営利活動法人(一般・認定・指定)、もしくは作業所・グループホームを運営している一般・公益社団法人を対象とします。社会福祉法人等は対象になりません。
- ◆ 代表者もしくは連絡担当者は会計担当者と重複しないこと。(円滑な団体運営を行っていく上では、運営に携わる者が複数名いることが望ましいため)
- ◆ 代表者・連絡担当者・会計責任者は必ず団体のメンバーでなければなりません。
- ◆ ただし、上記①②の団体であっても次に該当する場合は除きます。

反社会勢力及び反社会的勢力と密接な関りがある団体・法人

2. 助成対象事業

- ① 複数の横浜市民を対象とする、旭区内で行う事業

※障害当事者が行う宿泊事業については、市外も対象とします。また日帰りハイク事業については、市外のみを対象とします。

- ② 非営利な事業
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としない事業
- ④ 政治上の主義を推進することを目的としない事業
- ⑤ 公的サービス事業と重複しない事業

※公的サービス事業とは

- ・介護保険指定事業、介護保険基準該当サービス事業、障害者総合支援法に基づくサービス
- ・一般行政サービス(高齢者・障害者食事サービス事業等)

※公的サービス事業を実施している団体で公的サービス事業対象者以外への同様のサービスを提供している場合は助成対象とします。

- ⑥ 行政(国・県・市・区)からの補助・助成を受けていない事業

※行政からの補助・助成事業の例

横浜市市民活動推進基金「よこはま夢ファンド」助成事業、ヨコハマ市民まち普請事業、元気づくりステーション事業、横浜市プレイパーク運営支援事業、横浜子ども居場所づくり活動支援補助金事業、横浜市親と子のつどいの広場事業補助金、個性ある区づくり推進事業、市地域福祉保健計画、区地域福祉保健計画に関する補助・委託事業 等

- ⑦ 横浜市社会福祉協議会からの補助・助成(在宅障害児者家庭援護事業 障害者福祉団体活動支援事業等)を受けていない事業
- ⑧ 横浜市社会福祉協議会 善意銀行の配分を受けていない事業
- ⑨ 横浜市社会福祉協議会 福祉バスを利用しない事業
- ⑩ 送迎活動を行う団体については、道路運送法第79条に基づく登録を受けていること、または無償でサービスを提供している事業
- ⑪ 安定した団体運営と事業の継続性の観点から収入合計から前年度繰越金・積立金を除いた額の20%以上(小数点第一位を切り捨て)自主財源を確保している事業

※自主財源とは、団体構成員の会費、サービス利用者の利用料、バザーなどの収益金、他の民間助成金など、あさひふれあい助成金以外からの財源のことをいいます。

自主財源率の計算式

$(\text{自主財源}) \div (\text{収入合計} - \text{前年度繰越金} \cdot \text{積立金}) \times 100 = \text{自主財源率}(20\% \text{以上あること})$

- ⑫ 親子サークル等が行う「主に自助を目的とする事業」は、会員外も活動の対象である等、地域に活動が開かれている事業

※自助を目的とする事業とは、当事者のみで行われている団体活動(支援する第三者が主体となっていない事業)のことをいいます。

◆ 申請事業以外の事業についての会議、役員会、打合せ会、特定の目的のために資金を集める事業(バザーやチャリティーコンサート、募金など)は対象外とします。

◆ サロン事業とは、開催する場所が占有できる場所であることとします。

3. 助成区分・助成条件・助成限度額

助成区分一覧のとおり。

4. 助成の制限

- ① 申込は原則として1団体1事業とします。ただし、1つの団体で別の事業(※1)を行う場合は、他の区社会福祉協議会受付分や横浜市社会福祉協議会受付分(※2)のよこはまふれあい助成金との重複を可とします。

※1 別の事業とは、事業の目的・内容が異なり、利用対象者が半数以上異なる場合を指します。

※2 他の区社会福祉協議会や横浜市社会福祉協議会に別の事業で申請している場合は、その旨を必ず申告してください。また、その場合は、当該社会福祉協議会に提出された申請書および完了報告書の内容を確認し、別の事業と認められるかを精査しますので予めご了承ください。

- ② 平成15年～24年度に、よこはまふれあい助成金 団体自立支援助成＜D区分＞を受けた事業は、申込みはできません。
- ③ 申込書の繰越金が収入合計の25%(小数点第一位を切り上げ)を超えるものは申込できません。

前年度繰越金の割合の計算式

$(\text{前年度繰越金}) \div (\text{収入合計}) \times 100 = \text{前年度繰越金の割合}(25\% \text{以内であること})$

- ④ 以下の項目に該当する場合は、同一団体とみなし、申込は不可とします。

- ・利用対象者及び活動者が概ね半数以上重複する場合
- ・振込先が同一の場合

・同一の区分において、主たる役職者(代表者等)が同一の場合

- ⑤ 前年度からの継続申込団体は、前年度活動実績が助成条件を満たさない場合は、同一区分での申込ができません。※ただし、福祉のまちづくり区分、健康増進区分を除きます。
- ⑥ 今年度新規申込団体は次の活動実績が必要となります。ただし、サービス利用者数、障害当事者数に関する条件については、助成区分一覧と同一です。それ以外の助成区分については、活動実績は必要ありません。

助成区分	助成条件
要援護者支援区分 上限30万円以上の助成 障害児者支援活動・当事者活動の上限30万円以上の助成	令和6年1月以降 毎月実施し、 合計9回以上の実績
要援護者支援区分 上限30万円未満の助成 障害児者支援活動・当事者活動の上限30万円未満の助成	前年度に3か月以上の 活動実績があること
障害者支援区分(3)視覚・聴覚障害者支援	事業を 実施していること
福祉のまちづくり区分・健康増進区分	実績は不要

- ⑦ 新規立上げ事業区分の申込団体は、申込段階で活動実績は不要ですが、申請年度内に3か月分以上の活動実施が必要です。
- ⑧ 必要に応じて、会員名簿や会計報告などの提出を求めています。
- ⑨ 会員として会費を徴収する場合、利用料について会員と非会員の差が1.5倍を超える場合は、申し込みは不可とします。
- ◆ 助成額の多い区分へ変更する場合は、前年度活動実績が助成額の多い区分の助成条件を満たしている必要があります。
- ◆ 前年度活動実績が、前年度申請した助成条件を満たしていない場合、前年度申請した助成区分より助成額の少ない区分の助成条件を満たせば申込できます。

5. 対象経費

助成対象経費は「科目の説明(てびき14ページ)」のとおりです。

6. 申込み

【提出書類】

- ・継続申請団体: 申込書(様式1-1-1~1-1-4)
- ・新規申請団体: 申込書(様式1-1-1~1-1-4)・前年度実績がわかるもの
- ・継続申請団体(健康増進区分): 申込書(様式1-2-1~1-2-3)
- ・新規立上げ団体: 申込書(様式1-3-1~1-3-3)

【申込方法】原則郵送・窓口持参での受付になります。

※窓口持参の場合であっても受付のみで、その場で内容の確認は致しません。

※新規申込・新規立上げ団体については、お手数ですが事前にご相談のうえ、ご来所ください。

【申込期間】令和6年4月1日(月)～4月30日(火)(必着)

【新規立上げ区分申込期間】令和6年4月3日(水)～12月20日(金)

- ① 申込先は旭区社会福祉協議会です。
- ② 申込先は原則として主に活動を行っている、もしくは区社協会員となっている区社会福祉協議会に申込みください。ただし、活動場所が複数ある場合は事務所がある区の社会福祉協議会、障害児者支援区分の宿泊事業およびハイク事業は代表者の在住区の社会福祉協議会でも申請が可能です。
- ③ 申込書を書き損じた場合は、用紙を複写したものでも提出が可能です。申込書は、ホームページよりダウンロードできます。原則A3両面印刷の体裁に整えてご提出ください。A4で印刷された場合は申込書台紙に糊付けしてください。
- ④ 助成額は配分委員会等を経て決定します。結果は文書で通知します。
- ⑤ 代表者の押印は不要です。提出される方は欄外の提出者の氏名・連絡先をご記入ください。提出者が代表者・連絡担当者・会計責任者以外の場合、代表者等に提出の有無を確認する場合があります。
- ⑥ 訂正する場合は二重線で訂正してください。訂正印は不要です。
- ⑦ 法人が申請する場合には、申請年度の法人全体の予算書及び前年度決算書を提出してください。申請時に確定していない場合は、確定後すみやかに提出してください。

7. 報告

- ① 助成を受けた団体は、報告書を令和7年4月30日(水)までに旭区社会福祉協議会にご提出ください。団体控用に写しを取ったうえでご提出ください。報告書の内容は旭区社会福祉協議会と横浜市社会福祉協議会で共有させていただきます。
- ② 報告書様式(様式3-1～3-4)は、決定通知と一緒に配布します。年度途中での報告書の提出はできません。
- ③ 領収書は各団体で年度終了後、5年間は保管しておいてください。また、10万円以上の助成を受けた団体は、完了報告の際に助成金を充てた分についての領収書写しを必ずご提出ください。10万円未満の助成金を受けた団体は、原則領収書の提出は不要とします。ただし、年に数団体に対し活動や会計の状況を確認するため、事務局が訪問します。これまでと同様、適切に保管してください。
- ④ 事務局が事業実施状況の確認を求めた際には応じていただきます。

8. 助成の取消・返還

次の場合、事業開始後であっても助成決定の取り消し、また助成金が既に交付されている場合は返還していただきます。

- ① 助成条件をはじめ各要件を充たしてない場合
- ② 虚偽の申込み、その他不正な手段により助成を受けた場合

- ③団体の都合により事業継続が不可能となった場合
- ④その他助成決定後の事業について、許可なく変更等を行った場合

※令和5年度申請分より、新型コロナウイルス感染症への対応は廃止となりました。助成区分の回数や人数の条件を満たしていない場合は、上記の返還の考え方に沿って、返還を求めます。

9. 個人情報の取り扱い

- (1)助成申込に関する内容については、複数区において、同一事業での重複申請の確認や団体分析等、当該事業のために使用し、許可なく目的外に使用することはありません。
- (2)助成申込団体に関する個人情報は、ご本人の同意を得ることなく、第三者に開示・提供することはありません。
- (3)ご提出いただいた書類は同一事業での重複申請の確認や活動実態把握のため、旭区社会福祉協議会と横浜市社会福祉協議会で共有させていただきます。
- (4)事務局から各団体への連絡(助成決定の可否・その他連絡)は、原則として、申込書に記載してある連絡担当者(代表者と同一の場合も含む)へ行います。助成決定以降、担当者等が変更される場合には、必ず事務局まで変更届(様式4)にてご連絡ください。

10. 情報公開について

ご提出いただいた書類の団体の概要につきましては、社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会の保有する情報公開に関する規程にもとづき、情報の公開をします。

(公開対象の項目)団体名、団体概要、事業内容、団体代表者氏名

11. 助成財源

本助成金は、①横浜市社協基金(よこはまあいあい基金, 障害者年記念基金)②横浜市社協善意銀行 ③旭区社協の共同募金配分金、善意銀行等を財源としております。

※よこはまあいあい基金・障害者年記念基金は寄付金・横浜市補助金を原資として構成されています。

12. 旭区社協独自助成金との重複申請

本助成金と旭区社協独自助成金との重複申請については下記のとおりです。

助成金名	重複申請の可否
ボランティア活動備品及び物品購入助成金	可 (本会第6種会員のみ)
周年事業・記念誌発行等助成金	可 (本会正会員のみ)
地域の見守り支えあい活動助成金	否
あさひ子どもの未来応援助成金	可 ※重複で申請の際はふれあい助成金の申請書で併せて申請可。報告書も同様。

13.その他

あさひふれあい助成金の財源には、赤い羽根共同募金の配分金が含まれています。お住まいの地域で身近な福祉活動を支える大きな財源になっていることを、区民の皆様にご存知いただくために、あさひふれあい助成金の交付を受けた団体には、以下のことをお願いします。

①共同募金の活動時期(10月～12月)には、赤い羽根をつけるなど、参加者や活動者の皆様に共同募金の配分金を受けていることを周知してください。

②旭区社協は、毎年10月に実施されている街頭募金に協力しています。

ぜひ街頭募金にご協力ください。申込書の中で意思表示をお願いします。

③活動の中で以下の方法を参考にPRしてください。

ア)活動チラシに明記する。

文言例:「この事業は赤い羽根共同募金を財源に行われています」

※てびきのイラストカット集や助成決定時にお配りするシール等もご活用ください。

イ)参加・利用者の皆様に対して、事業開始のあいさつ等で財源について伝える。

ウ)活動時に会場に大きく明記したものを掲示する。

あさひふれあい助成金は、第4期きらっとあさひプラン区全域計画【目指す姿2 みんなが、声をかけあえるまち 取組目標3地域での見守り・支え合いの取組みを多面的に支援します。】にも位置付けられています。別添のリーフレットをご覧ください、団体の活動はどの目標と関連するのか、ぜひご確認ください。

助成金申込書のダウンロードは、このアドレスから！

★旭区社協 ホームページ【 URL: <https://www.palletasahi.jp/>】

3月中旬頃に掲載開始します。

科目の説明と対象経費・対象外経費			
収入	あさひふれあい助成金		あさひふれあい助成金申込額
	自主財源 前年度繰越金・積立金を除いた額の20%以上	サービス利用者の利用料 障害当事者の会費	サービス利用料、障害当事者の会費、利用会員が支払う入会金、年・月会費など
		担い手・ボランティアの会費	担い手・ボランティアが支払う入会金、年・月会費、賛助金など
		他からの助成金・補助金	あさひふれあい助成金以外の助成金・補助金
		その他	上記以外の収入(寄付金・バザーの収益金など)
	その他	前年度繰越金	前年度からの繰越金(ただし、収入合計の25%以下) ※前年度繰越金÷収入合計×100 小数点第1位を切り上げ
		前年度積立金	積立金は事業実施にあたり必要不可欠な物を購入する場合に認める。ただし5年間を上限として、購入するものを明記する
支出	助成対象経費(事前準備にかかる経費も対象)	活動費	・活動に関わる交通費、ボランティア謝礼、スタッフ人件費など ※検便代も計上可
		活動場所の維持費	・活動場所の家賃、借り上げ料、施設利用料・活動場所の光熱水 費・専有の活動拠点の維持に関わる固定資産税 ※事務所と活動場所が同一住所である場合は、面積で按分する。
		物品購入費 (食材費・パーティ等の飲食経費は除く)	・活動に必要な物品の購入経費 ※担い手・ボランティアが使用する物品については個人に帰属せず、会に帰属するものが対象となる。
		謝金	・講演会や研修会、シンポジウムなどにおける謝金、訓練会などの技術指導料
		通信運搬費	・郵券代、電話代、インターネット利用料など
		車両経費 (事業に関わる車両に限る)	・ガソリン代、車検・整備費、車の借り上げ料、年間を通した事業における自動車税、駐車場借り上げ料、車両購入費 ※自動車税、駐車場借上料、車両購入費は、団体所有の車両でもっぱら当該事業のために使用する車両に限る ※車両の帰属について、団体内で申し合わせがされており、個人に帰属する事がないこと。 ※ボランティアに支払うものは活動費に計上。
		保険料	・ボランティア活動保険、在宅福祉サービス総合補償、行事保険など ※送迎事業における個人所有の自動車保険は除く
		印刷費	・会報、イベントの案内、記念誌、シンポジウムの成果、調査研究の成果の印刷経費 ※インク代は印刷費に計上
		コーディネーター人件費	・事業に関するコーディネーターを行う者の人件費 コーディネーターの定義: 団体事務所などに週3日以上出勤し、事業実施のためのコーディネートを行う者。週3日以上勤務するのは、同じ人でなくてもかまいません。
		専有の拠点整備と改修費	・専有の活動拠点の建築、改修工事費など
	助成対象外経費	食材費・パーティ等の飲食経費	・食事サービス・サロン・クリスマス会・キャンプなどで使用する食材・飲み物・調味料 ・レストラン・宿泊先などでの食事代
		会議費	・申請事業以外の会議に伴う経費
		他団体への会費	・連絡会など他団体へ払う会費
		積立金	積立金は事業実施にあたり必要不可欠な物を購入する場合に認める。ただし5年間を上限として、積立年数と購入するものを明記する
		次年度繰越金	・次年度繰越金

令和6年度 あさひふれあい助成金 Q & A

Q 1 私たちの団体は、ホームヘルプサービスを、介護保険指定事業（訪問介護）と助け合いの事業として、介護保険に適応していない65歳以下の高齢者や、産前産後の母親へもサービス提供しています。また地域の高齢者をお迎えして、月に1回の会食会もしています。どの事業で申請できますか？

A 1 この場合、助け合い事業としてのホームヘルプ事業を実施されていますが、収益性のある介護保険指定事業のホームヘルプ事業と同一事業であるため、対象外となります。月1回の会食会については、サービス利用者数の見込みが月平均5人以上であれば、要援護者支援区分の「集いの場活動」に該当します。

団体名	事業名	助成対象
〇〇サービス	介護保険指定事業「訪問介護」	×
	市民事業（助け合い）ホームヘルプ	×
	会食活動	○

Q 2 依頼があったら何でも対応して活動する男性ボランティアグループです。主に施設で体操を教えるボランティアや高齢者世帯への訪問などを行っています。どの区分に申請できますか？

A 2 「施設で体操を教えるボランティア」は福祉のまちづくり区分、「高齢者世帯への訪問」は要援護者支援区分の家事・生活支援活動に該当します。活動回数や利用者人数を合算することはできませんので、どちらかひとつの区分に絞ってお申し込みください。

Q 3 私たちは健康体操を行っている団体です。支援者と対象者の区別なく、みんなで健康づくりのためにを行っています。私たちの団体は、どの区分に申請できますか？

A 3 個人の健康づくりを目的に行っており、支援者と対象者の区別が不明確な場合は、健康増進区分になります。ただし、支援者と対象者の区別が明確で、居場所づくり・見守り・孤立防止を主な目的としている場合はサロン事業として、要援護者支援区分になります。

Q 4 私たちは施設を訪問し、施設の皆さんに歌を教えることを目的に活動しています。どの区分に申請できますか？

A 4 施設利用者の生活向上のために、体操や歌を教えることを目的に集まっている場合は、福祉のまちづくり区分です。自分達が演奏したり、歌うことを目的とし、その延長線上で施設訪問している場合は、健康増進区分になります。

Q 5 私たちの団体は、障害児を持つ親が主催する子育てサロンで日頃の悩みを共有する場になっています。対象は自分たちの子どもと親です。どの区分で申請できますか？

A 5 活動の主催の構成メンバーにどんな方がいるかで判断が必要になります。支援者と参加者の区別が不明確のため、福祉のまちづくり区分になります。
支援者と参加者が明確にわかれている場合（例：主任児童委員主催、ボランティア団体主催のサロン）、要援護者支援区分の集いの場の子育て支援活動にあたります。どちらも、地域に開かれていることが前提になります。

Q 6 3月から月1回の認知症カフェを開始しました。助成の対象となりますか？

A 6 要援護者支援区分、障害児者支援区分に新規の団体が申し込むには、申込前3か月間の実績が必要となります。実績が1か月しかないこの場合は対象外となります。ただし、福祉のまちづくり区分は実績を問いませんので、申込みは可能です。
今年度は福祉のまちづくり区分で申込み、実績を整えて、次年度は要援護者支援区分でお申込みください。

Q 7 私ひとりで自宅を開放し、地域の高齢者と「お茶のみ会」を開くつもりですが、助成の対象となりますか？

A 7 この助成金は「市民活動団体」を支援するためのものなので、個人の活動は対象となりません。また、一家族だけで構成している団体も対象外です。

Q 8 月に2度、20人ほど利用者が来る会食会をしています。また、配食を希望する方が5人ほどおり、お弁当の配食もしています。同じ事業として申請できますか？

A 8 異なる事業のため不可です。会場に来てくださる方への「会食会事業」、配食を希望する方への「配食事業」のふたつの事業を実施していると考えます。一団体一事業の申請しかできないので、利用者が多い「会食会事業」を要援護者支援区分の集いの場活動として申請してください。ただし、昼食会に当日体調不良などの理由で参加できなかった方へ、お弁当を届けた場合には会食会事業の一環とし、実施回の参加者数に含んで計上することは可能です。

Q 9 現在の予定としては要援護者支援区分 3) 配食活動の最低助成要件を充たしているのですが、メンバーが体調を崩して6回以上開催できない可能性があり、報告では条件が充たすことが出来ないかもしれません。この様な事情は考慮してもらえるのですか？

A 9 活動内容や対象者によっては、欠席や中止などやむを得ない事情が生じることがあると思いますが、原則として実績の数で判断をし、条件に満たない場合は返還の対象となります。それぞれの団体の活動の中で、起こりうる事情を考慮したうえで次年度の見込みをたて、申込みをしてください。

Q10 サロンで使用するキーボードを購入するために、経費を少しずつ積み立てておきたいのですが…？

A10 積立金は5年以内とし、積立年数と目的を助成対象経費外の「次年度積立金」の欄に明記してください。

Q11 配食活動を行っているグループです。事前に買い物をした場合の交通費や、事前準備で会議室を借りた経費は対象になりますか？

A11 対象経費となっている項目については、事業に関する事前準備も対象経費となりますので、計上できます。ただし、事前準備の回数や人数は実績のカウントには含まれません。

Q12 リトミックの講師謝金を助成金から出したいと考えています。講師謝金の上限はありますか？

A12 助成対象経費として認められる謝金については以下のとおりです。超過する場合は自主財源（助成対象外経費）で対応をお願いいたします。

日常の活動における技術指導	3,000 円／時間／人
専門的な講演会などの講師謝金	10,000 円／時間／人

Q13 サロンのレクリエーションで、ビンゴ大会を実施します。景品に靴下を用意しようと思っていますが、物品購入費として計上してよいのでしょうか？

A13 構いません。サロン等で個人が持ち帰るものは、食物でなければ対象になります。また、ボランティア団体がお揃いのエプロンやジャンパーなどを作りたい場合は、個人に帰属せず、その物が会に帰属するものであれば、対象になります。

Q14 障害児訓練会です。水曜日は音楽療法、木曜日は水泳をやっています。講師の先生はそれぞれ別で、通ってくる子どものうち重複しているのは半数です。代表者は同じですが、連絡担当者は異なります。障害児者支援区分でそれぞれ助成が受けられますか？

A14 同一区分で代表者が同じであるため、助成不可です。また、利用者が半数重複しているので同一団体とみなします。どちらかの一方の事業で申請してください。

Q15 障害者のグループで、いろいろな場所に出かける活動をしています。決まった活動場所がない全市的な活動は申請できますか？

A15 原則として事業の中心（活動回数が最多の区）、もしくは代表者の自宅が所在する区の社協に申込となります。旭区での活動回数が最多か、代表者の自宅が旭区内に所在すれば申請出来ます。

Q16 各区分に予算を超える申し込みがあった場合、割戻しはありますか？

A16 今年度は割戻しを行いませんので、助成上限額が減額になることはありません。

Q17 申請額から減額になることはありますか？

A17 あります。ただし、助成金審査委員会での審査を経て、団体の運営状況・事業内容等を鑑み、申請額から減額になる場合もあります。

Q18 旭区役所の「あさひのつながり応援補助金」との重複申請は可能ですか？

A18 「あさひのつながり応援補助金」は、公的サービス事業に該当します。重複申請はできません。どちらか一方での申請をお願いします。

Q19 横浜市健康福祉局の「介護予防・生活支援サービス補助事業」（以下、市補助事業）との重複申請は可能ですか？

A19 市補助事業の交付が決まっている場合、重複申請はできません。

4月にあさひふれあい助成金を申請した団体が、市補助事業の後期に同じ事業で申し込んだ場合、同一事業に公費が入ることになり、ふれあい助成金は全額返還となります。

ふれあい助成金の決定団体が市補助事業の後期（9月交付）を申請し決定が下りた場合、ふれあい助成金は全額返還となり、4月～8月分の活動経費に関しての市補助事業からの遡及はありません。

Q20 プレイパーク事業を実施しています。プレイリーダーの派遣を受けずに独自事業として実施する場合、申請できますか？

A20 可能です。プレイリーダーが派遣されているプレイパーク事業は、プレイリーダーの派遣費用に公費が含まれているため対象外です。

Q21 子育て支援事業の参加者のカウント方法は、親子で参加があった場合、親1人子1人の2名でカウントしてよいのでしょうか？

A21 支援事業の対象者が誰かによって、誰を利用者としてカウントするかによって異なります。親子一緒に参加してもらうためのサロンの場合は、利用者は2名です。子どもだけを対象としたサロンや事業の場合は、利用者は子どものみで1名となります。

Q22 居場所支援を行っています。不特定多数の方が来られるのですが、参加者の人数はどのようにカウントするのでしょうか？

A22 滞在時間に関わらず参加者をカウントしてください。参加者名簿は不要ですが、参加者の人数をカウントする必要があります。

Q23 家事・生活支援事業を行っています。支援活動での訪問のほかに、下見のために事前に相談者のお宅へ訪問したいと考えています。実績にカウントすることは可能でしょうか？

A23 事前訪問は実績には含まれません。依頼内容の数やボランティアの人数ではなく、支援活動で訪問した回数をカウントします。カウント方法については、下の表をご覧ください。

【回数のカウント方法】

◆集いの場（サロン・茶話会、ミニデイサービス等）、
子育て支援事業（支援者が主催）等
1回あたりの利用者数5人以上⇒参加者数の実数をカウント（ボランティア除く）
算出方法：年間の参加者数の延べ人数の合計÷年間の実施回数となります

◆家事・生活支援事業
依頼内容の数やボランティアの人数ではなく、支援活動で訪問した回数を
カウントします。

例) Aさんから庭木の剪定と電球の取り換え依頼があった
→ 1日の中で、1回の訪問で対応した場合は1カウント
→ 1日の中で、2回の訪問で対応した場合は2カウント

◆相談支援・傾聴活動、電話相談事業
実人数ではなく、相談を受けた回数でカウントします。
例) 1日のうちで複数回同一の方から電話相談を受けたら複数回カウント。

◆配食事業

①人数のカウント方法

例) 1日において、昼食に10名に配食している。 → 10名。

②回数のカウント方法

例) 1日において、昼食(10人)と夕食(15人)を配食している。
→ 2回。人数は延べ25人÷2回=12.5人⇒13人(1回10名以上をクリア)

◆送迎事業

①送迎活動の数え方

利用者一人につき、片道を1回とします。

例) 利用者1人を病院に往復送迎した → 2回

利用者を3名乗せてサロン会場に往復送迎した → 6回

②コミュニティバスの利用者のカウントについて

1日に乗車した人数でカウントしてください。

例) Cさんが、1日に3回乗車した → 3回と数えます。

③1回あたりの平均利用者数のカウント方法

年間の利用者数の延べ人数の合計÷年間の実施回数＝1回あたりの平均利用者数
1日に乗車した人数でカウントしてください。

Q24 子ども食堂（多世代食堂）を運営しています。食材費にふれあい助成金を充てたいが、食材には助成金が使えません。他に助成金はないでしょうか。

A24 子ども食堂（多世代食堂）に関しては食材に充てることができる旭区社協独自助成金「あさひ子どもの未来応援助成金」があります。

申込書の書き方

Q1：私たちの会は、ケアプラザを会場にしているため、連絡先はケアプラザにしています。個人宅を連絡先にしたくないので、連絡担当者は、ケアプラザの職員でもいいですか？

A1：不可です。代表者、連絡担当者、さらに振込先名義人については、会のメンバーであることが必須です。事務局より問い合わせをするために連絡担当者個人の連絡先を記入してください。

Q2：日帰りハイクで行く美術館の入場料や駐車場代はどこの予算にいれたらいいでしょうか？

A2：美術館の入場料は、入場券を購入するので、「物品購入費」に入れてください。駐車場代は「車両経費」となります。

Q3：私たちの活動は、依頼による訪問活動なのですが、実施計画はどのように記入すればいいですか？

A3：前年度の実績などをふまえて、今年度のおおよその予定数を記入してください。助成条件にも大きく関わるため、指定の書式に記入をお願いします。

提出者	
連絡先	

受付者		整理番号	※事務局記入欄	
局長		次長		課員

令和6年度 あさひ ふれあい助成金申込書

社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会会長 様

令和 年 月 日

令和6年度 あさひふれあい助成金の交付を受けたいので必要書類を添付し申請します。

申請団体	ふりがな	あさひ おちゃのみさろん			あさひ子どもの未来 応援助成金重複申請 ☐ 有 ☒ 無	
	団体名	あさひ お茶のみサロン				
	ふりがな	あさひ まるこ	住所	〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35		
	代表者	旭 丸子	電話	392-1123	FAX	392-0222
		前年度からの変更 ☐ 有 ☐ 無	メール	△△△△@〇〇〇〇		
	ふりがな		住所	〒		
	連絡担当者	同上	会計責任者は代表者・連絡担当 者を兼務することができません。			
		前年度からの変更 ☐ 有 ☐ 無	FAX			
ふりがな	つる みねお	住所	〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰〇〇-〇〇			
会計責任者	鶴 峰雄	電話	●●●-△△△△	FAX	●●●-△△△△	
	前年度からの変更 ☐ 有 ☐ 無	メール	□□□□@■●●■			
申請金額		50,000 円		活動内容	サロン	
助成区分	☒ 要援護者支援区分		☒ 集いの場 ☐ 家事・生活支援 ☐ 配食 ☐ 送迎			
	☐ 障害児者支援区分		☐ 障害児者支援 ☐ 当事者活動 ☐ 宿泊/日帰り ☐ 視聴覚障害者支援			
	☐ 福祉のまちづくり区分		活動内容 【 申請する区分 にチェック 】			
申請事業について						
■事業の目的についてご記入ください。 主に、一人暮らしの高齢者、日中のみ一人暮らしの方、75歳以上の高齢者世帯の方を対象にお互いが顔見知りになり地域とのつながりを持ち、いきいきと健康に暮らすきっかけとなるよう、サロンを開催しています。						
■事業の内容（年間の事業内容を簡潔に。詳しくは別紙「年間事業計画書」にご記入ください。） ●●地区の方を対象に、月一回、第3週の火曜日に〇〇町内会館にてサロンの運営。 折り紙をしたり、お茶を飲みながらのんびり過ごしています。						
■参加者募集について（どんな方法で募集しますか） チラシを作成し、掲示板、回覧板、〇〇地域ケアプラザに掲示し募集。 最近では地域包括支援センターや民生委員からの紹介を通じて参加される人もいます。						
■共同募金への協力について（必須） ■街頭募金にて協力 （ボランティア団体として／地区社協・地区民児協と一緒） ☐ 卓上募金にて協力				※事務局記入欄 該当するものにチェック 街頭募金の場合は ()内を選択 ☐ 新規 ☐ 継続		
				受付印		

収支予算

団体名： あさひ お茶のみサロン

申請事業全体の予算額を記入してください。(助成対象経費以外の経費についても記入してください。)(単位：円)

科 目		予 算 額	説 明 (内訳・算出根拠)	
収 入	① あさひふれあい助成金	50,000	千円単位で記入	
	自主財源	② サービス利用者の利用料 障害当事者の会費	13,500	参加費100円×15名×9回
		③ 担い手・ボランティアの会費等	10,000	会費500円×20名
		④ 他からの助成金・補助金	10,000	地区社協助成金
		⑤ その他 ()		
		⑥ 自主財源計 (②+③+④+⑤)	33,500	⑥が⑦に占める割合 40 % □ ⑥÷⑦≥20% ※小数点第1位切捨て
	⑦小計 (①+⑥)		83,500	
	その他	⑧ 前年度繰越金	17,140	⑧が⑩に占める割合 18 % □ ⑧÷⑩≤25% ※小数点第1位切上
		⑨ 前年度積立金		
	⑩合計 (⑦+⑧+⑨)		100,640	
科 目		予算額	説 明 (内訳・算出根拠)	
支 出	助成対象経費	⑪ 活動費	47,000	ボランティア費用弁償500円×10名×9回 ボランティア連絡調整費100円×20名
		⑫ 活動場所の維持費	9,000	光熱費500×9回、冷暖房4,500円
		⑬ 物品購入費 (除：食材費・飲食経費)	14,000	印刷用紙2,000円、折り紙1,000円 クリスマス会景品6,000円+予備費
		⑭ 謝金	5,000	演芸ボランティア謝金5,000円×1名
		⑮ 通信運搬費	1,680	切手84円×20名
		⑯ 車両経費 (事業に関わる車両に限る)		
		⑰ 保険料	15,820	行事用保険28円×35名×9回 活動保険350円×20名
		⑱ 印刷費	3,500	案内チラシコピー代10円×35枚×10回 (中止案内含む)
		⑲ コーディネーター人件費		
		⑳ 拠点整備と改修費		
	小 計㉑ (⑪～㉒)		96,000	
	助成対象外経費	㉒ その他 ()	2,000	お茶代2,000円
		㉓ その他 ()		
		㉔ 次年度積立金		目的： _____ 年且
		㉕ 次年度繰越金	2,640	
合 計㉖ (㉑～㉕)		100,640		

* 収入・支出の合計額は同額になります。説明欄は、内訳・算出根拠も必ず詳しくご記入ください。

団体名： あさひ お茶のみサロン

年間事業計画書

令和6年4月～令和7年3月の申請事業における年間実施スケジュールについて、**該当する項目**をご記入ください。

月	日	時間	回数	会場	内容	1回あたりの 参加人数 (利用者・障害 当事者数など)	備考
4	19	10:00～11:30	0	〇〇町内会館	お茶のみサロン	0	大雨の為中止
5	17	10:00～11:30	1	〇〇町内会館	お茶のみサロン	15	自然災害等で変更・中止がある場合は備考欄に記入
6	21	10:00～11:30	1	〇〇町内会館	お茶のみサロン	15	
7	19	10:00～11:30	1	〇〇町内会館	手品ショー	15	
8							
9	20	10:00～11:30	1	〇〇町内会館	お茶のみサロン	15	
10	18	10:00～11:30	1	〇〇町内会館	お茶のみサロン	15	
11	15	10:00～11:30	1	〇〇町内会館	お茶のみサロン	15	
12	20	10:00～11:30	1	〇〇町内会館	クリスマス会	20	
1							
2	21	10:00～11:30	1	〇〇町内会館	お茶のみサロン	15	
3	21	10:00～11:30	1	〇〇町内会館	お茶のみサロン	15	
合計			9			140	
1回あたりの人数が必要な区分 (☑集いの場・☐配食・☐障害児者支援・☐当事者活動・☐福祉のまちづくり) ※全体の参加者数÷全体の回数						15.5	1回あたりの人数

団体の状況について

団体名： あさひ お茶のみサロン

発足年月日	平成元年4月1日		☐ 送迎	道路運送法取得年月： 年 月		
活動年数	35年		☐ 保育活動	☐ 届出済 ☐ 未届 ☐ 区役所相談中 (認可外保育施設設置届： 年 月)		
申請事業以外の事業				市社協または他区社協 ふれあい助成金申請確認		
				☐ 申請なし ☐ 市社協 ☐ 区社協 (区)		
活動対象地域	〇〇地区					
活動場所	〇〇町内会館					
活動日	毎月第3火曜日			時間帯	10:00~11:30	
事業対象者	☐ 児童・青少年(年代：) ☐ 障害児者(年代：) ☒ 高齢者(年代：) ☐ その他()			利用者	☒ 利用料/ ☐ 会費 100 円 1回あたり・年	
				担い手	☐ 利用料/ ☒ 会費 円/1回あたり 年	
受入状況	新規対象者	☒ 有 ☐ 無		所属人数	サービス利用者または障害者	15 人
	体験学習	☒ 有 ☐ 無			ボランティア	20 人
	ボランティア	☒ 有 ☐ 無			その他(家族・講師等)	0 人
他機関連携(連携する機関)	☒ 区社協【会員 ☒ 有 ☐ 無】 ☒ 地区社協【会員 ☒ 有 ☐ 無】 ☒ 自治会町内会 ☒ 地域ケアプラザ ☒ その他()			活動保険	☒ 加入(名称 ボランティア行事用保険、ボランティア活動保険) ☐ 未加入	
関連する第4期きらっとあさひプランの目標	☐ 1 だれもが、ともに生きるまち ☒ 2 みんなが、声をかけあえるまち ☐ 3 ひとりひとりが、自分らしくいられるまち					

■上記地域や他団体との交流連携(どのように連携をとり実施する予定か)

地区社協とは連携ができており、地区社協主催のボランティア連絡会に参加しています。

民生委員・児童委員や老人クラブの皆さんには、必要な方への周知に協力してもらっています。

団体が抱えている課題・問題点

ボランティアが高齢化してきており、活動の後継者に不安があります。

また、参加者も高齢化により、会場である〇〇町内会館に来ることが難しい方も増えてきました。

提出者		受付者		整理番号	※事務局記入欄		
連絡先		局長		次長		課員	

令和6年度あさひふれあい助成金申込書

新規立上げ事業

社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会会長 様 令和 年 月 日
令和6年度あさひふれあい助成金の交付を受けたいので必要書類を添付し申請します。

申請団体	ふりがな	あさひぐるーぷ				あさひ子どもの未来 応援助成金重複申請 ☐ 有 ☐ 無	
	団体名	旭グループ					
	ふりがな	あさひ きぼう	住所	〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35			
	代表者	旭 希望	電話	392-1123	FAX	392-0222	
		前年度からの変更 ☐ 有 ☐ 無	メール	△△△△@△△△△			
	ふりがな	かながわ けん	住所	〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰■-■-■			
	連絡担当者名	神奈川 健	電話	△△△-△△△△	FAX	△△△-△△△△	
			メール	■■■■@■■■■			
	ふりがな	よこはま つるこ	住所	〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰〇〇-〇〇			
	会計責任者名	横浜 鶴子	電話	■■■■-■■■■	FAX	■■■■-■■■■	
前年度からの変更 ☐ 有 ☐ 無		メール	〇〇〇@〇〇〇〇〇				
助成申込金額		40,000 円					
新規立上げ事業 実施事業に チェックして ください。	☐	集いの場活動	申請する区分 をチェック	内容	ちょこっとボランティア		
	☒	家事・生活支援活動					
	☐	配食活動					
	☐	送迎活動					
	☐	障害児者支援・当事者活動					
開始時期		令和6年 10月～	活動場所		◆◆地区		
■活動の目的							
◆◆地区での隣近所の助け合い、支え合いを目的に、日常のちょっとした困りごとを地域で解決す に生活支援活動を行います。							
■共同募金への協力について（必須）							
■街頭募金にて協力 <u>（ボランティア団体として</u> / 地区社協・地区民							
□卓上募金にて協力							
該当するものにチェック、 街頭募金の場合は ()内を選択							
■年間の事業スケジュール							
月	内容	人数	月	内容	人数	備考	
4			11	生活支援活動	15	(事務局 記入欄)	
5			12	生活支援活動	5		
6			1	生活支援活動	5		
7			2	生活支援活動	10		
8			3	生活支援活動	20	受付印	
9			合計 回数	70 回	1 回あたり 人数		1.0
10	生活支援活動	15	合計 人数	70 人			

収支予算

団体名: 0

申請事業全体の予算額を記入してください。(助成対象経費以外の経費についても記入してください。)(単位: 円)

科 目		予 算 額	説 明 (内訳・算出根拠)	
収 入	① あさひふれあい助成金	40,000	千円単位で記入	
	自主財源	② サービス利用者の利用料 障害当事者の会費	35,000	500円×70件
		③ 担い手・ボランティアの会費等		
		④ 他からの助成金・補助金	50,000	地区社協助成金25,000円 連合自治会助成金25,000円
		⑤ その他 ()		
		⑥ 自主財源計 (②+③+④+⑤)	85,000	⑥が⑦に占める割合 68 % □ ⑥÷⑦≥20%
	⑦小計 (①+⑥)		125,000	※小数点第1位切捨て
	その他	⑧ 前年度繰越金		⑧が⑩に占める割合 0 % □ ⑧÷⑩≤25%
		⑨ 前年度積立金		※小数点第1位切上
	⑩合計 (⑦+⑧+⑨)		125,000	繰越金25%を超えた理由 □コロナ影響のため □その他
科 目		予算額	説 明 (内訳・算出根拠)	
支 出	助成対象経費	⑪ 活動費	21,000	活動費用弁償 300円×70件
		⑫ 活動場所の維持費		
		⑬ 物品購入費 (除: 食材費・飲食経費)	50,000	準備品(領収書、軍手、砥石、のこぎり、脚立他) 50,000円
		⑭ 謝金		
		⑮ 通信運搬費	10,000	コーディネーター電話代 1,000円×7か月、切手他 3,000円
		⑯ 車両経費 (事業に関わる車両に限る)		
		⑰ 保険料	1,260	福祉総合サービス補償 18円×70件
		⑱ 印刷費	10,000	チラシ印刷代 10,000円
		⑲ コーディネーター人件費		
		⑳ 拠点整備と改修費		
	小 計㉑ (⑪~㉒)		92,260	
	助成対象外経費	㉒ その他 (会議費)	5,000	会議お茶代 5,000円
		㉓ その他 ()		
		㉔ 次年度積立金	10,000	FAX購入のため(1年目)
		㉕ 次年度繰越金	17,740	
合 計㉖ (㉑~㉕)		125,000		

* 収入・支出の合計額は同額になります。説明欄は、内訳・算出根拠も必ず詳しくご記入ください。

イラストカット集

※切り取ってチラシなどに貼付してお使いください。

「この町が好き」といえるまちづくり

「この町が好き」といえるまちづくり

